表5　平成27年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第5条第1項違反）	停職3月（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、利害関係者以外の事業者から金銭の貸付けを2回（合計500万円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
2	利害関係者から無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第4号、第6号違反）	戒告（1人）	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者から飲食の供応接待を3回（合計22,440円）受けたほか、出張先での移動の際、同事業者が運転する自動車により送迎させるなど無償で役務の提供を受けたもの。
3	贈与等報告書を提出せず、利害関係者から金銭の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理法第6条第1項、倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号違反）	免職（1人）	厚生労働省の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から現金100万円の供与を受け、飲食の供応接待を受け、同事業者の負担によりタクシーを利用し無償で役務の提供を受けたもの（職員は収賄容疑で逮捕されている。）。 また、講演等に係る報酬について贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
4	利害関係者から金銭の貸付けを受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者につけ回しをした事案（倫理規程第3条第1項第2号、第6号、第5条第2項違反）	免職（1人）	厚生労働省の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から合計230万円の金銭の貸付けを受け、飲食の供応接待を1回受け、同事業者に飲食代金を10回程度（合計20～30万円）つけ回ししたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	贈与等報告書を提出しなかった事案（倫理法第6条第1項違反）	停職12月（1人）	文部科学省の施設等機関の職員1人が、職務外で行った講演等に係る報酬のうち、一部について贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
6	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号、第5条第1項違反）	免職（1人）	国土交通省の職員1人が、許認可等の相手方として利害関係者である2事業者から飲食の供応接待を5回（合計44,000円）受けたもの。 また、利害関係者以外の事業者から繰り返し飲食の供応接待を受けたほか、振込入金等により財産上の利益の供与を4回（合計4,432,210円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの（職員は収賄容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
7	利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第4号違反）	停職1月（1人） 減給2月（俸給の月額の2/10）（2人）	法務省の施設等機関の職員2人が、契約の相手方として利害関係者である事業者に、同施設等機関の構内で発生した車両事故を隠蔽するため、虚偽の会計書類を作成させるとともに、事故車両とは別の車両を修理に出したという虚偽事実を工作するため、本来保管させる必要がない当該車両を保管させ無償で役務の提供を受けたもの。 また、上記職員2人のうち1人が、契約の相手方として利害関係者である別の事業者からプリンター1台を譲り受け、上記職員2人とは別の1人とともに、同プリンターの修理費用を国費で支出するため、同事業者に虚偽の会計書類を作成させ無償で役務の提供を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
8	利害関係者から無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第4号、第6号、第5条第1項違反）	停職1月（1人）	海上保安庁の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である4事業者から、飲食の供応接待を21回（合計約496,000円）受け、同事業者のうち2事業者に飲食店までのタクシー運賃を17回負担させ無償で役務の提供を受けたもの。 また、上記4事業者のうち1事業者が利害関係者に該当しない期間において、同事業者から飲食の供応接待を4回（合計約24,000円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待を受けたもの。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、10件で合計25人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

・利害関係者から物品の贈与を受けたもの（倫理規程第３条第１項第１号違反）２件３人
・利害関係者から物品の贈与を受け、飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第３条第１項第１号、第６号違反）１件１人
・利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第３条第１項第４号違反）２件２人
・利害関係者から無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第３条第１項第４号、第６号違反）１件２人
・利害関係者から飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第３条第１項第６号違反）２件３人
・利害関係者から飲食等の供応接待を受け、共にゴルフをしたもの（倫理規程第３条第１項第６号、第７号違反）１件２人
・利害関係者と共に旅行をしたもの（倫理規程第３条第１項第８号違反）１件２人
・利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの（倫理規程第５条第１項違反）１件10人

㈱　表５の懲戒処分が行われた事案及び上記矯正措置が講じられた事案には、１事案について調査結果報告が複数回行われた事案が含まれているため、その件数は、表４の「懲戒処分件数」及び「矯正措置件数」と一致しない（表４㈱４参照）。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２３４号
栃木県足利市江川町２丁目６番地１
債務者　久保田食品有限会社
代表者代表取締役　吉田　茂隆
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田島二三夫
４　破産債権の届出期間　平成28年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３８１号
東京都渋谷区代々木３丁目39番15号
債務者　有限会社クリエイトミュー
代表者代表取締役　齋藤麻美子
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片山　史英
４　破産債権の届出期間　平成28年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３９２号
東京都中野区鷺宮２丁目３番13―205号
債務者　コスミック・ダイニング株式会社
代表者代表取締役　芳賀　和之
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島　　由幸
４　破産債権の届出期間　平成28年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３９８号
東京都千代田区神田松永町16番　横川ビル５階、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区荒川１丁目39番11号
債務者　有限会社ＴＲＣ
代表者代表取締役　望月　克成
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　和子
４　破産債権の届出期間　平成28年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部